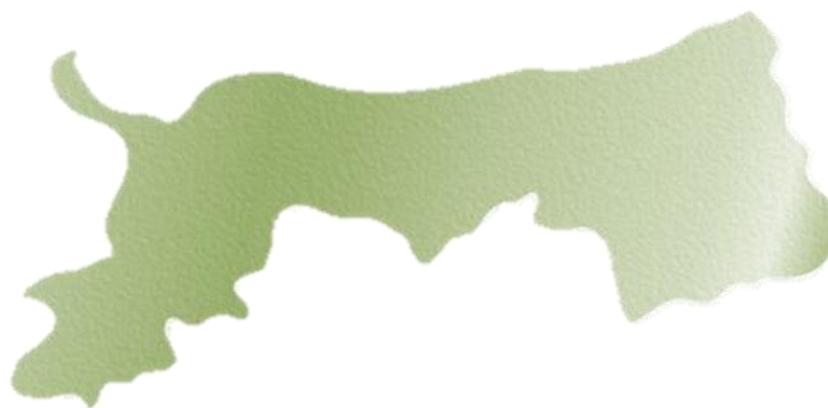


鳥取県産業未来共創補助金〈経営革新型〉

募集要領

※本補助金は、中小企業等経営強化法に基づく承認を受けた「経営革新計画」を実行する中小企業者向けの支援制度です。



令和6年11月

鳥取県商工労働部企業支援課

(電話 : 0857-26-7242・7243)

〔目次〕

産業未来共創補助金（経営革新型）とは

経営革新計画について

- 1 経営革新計画とはなにか？
- 2 計画期間
- 3 対象者
- 4 その他注意事項

産業未来共創事業の事業認定について

- 1 計画期間
- 2 事業の認定に係る評価

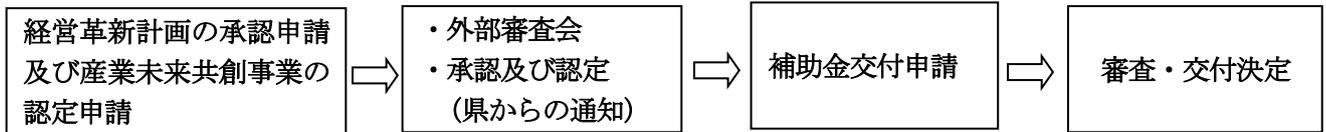
産業未来共創補助金（経営革新型）の交付

- 1 補助対象者
- 2 補助メニュー、補助率、補助金額、補助対象期間
- 3 補助対象経費
- 4 審査の主なポイント
- 5 補助事業に関する注意事項
- 6 補助事業スキーム
- 7 補助事業スケジュール表
- 8 申請手続き
- 9 相談窓口

産業未来共創補助金〈経営革新型〉とは

当補助金は、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画及び、鳥取県産業未来共創条例に基づく産業未来共創事業の事業認定となった事業者に対して、最大 1,000 万円（重点分野に該当する場合：1,500 万円）の補助を行う支援制度です。

【大まかな流れ】



経営革新計画について

■ 1 経営革新計画とはなにか？

経営革新計画は、中小企業者が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中長期な経営計画です。承認にあたっては、次の(1)及び(2)を確認します。

(1)新事業活動であること

「新事業活動」とは、次の5つの新たな取り組みをいいます。

個々の中小企業者にとって新たな事業活動であれば、すでに他者において採用されている技術・方式を活用する場合でも原則として承認の対象となります。

ただし、業種ごとに同業の中小企業の当該技術等の導入状況、地域性の高いものについては、同一地域における同業他社における技術の導入状況を判断し、それぞれについて相当程度普及している技術・方式等の導入については承認できません。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

(2)経営の相当程度の向上が見込まれること

「経営の相当程度の向上」とは、付加価値額もしくは一人当たりの付加価値額又は給与支給総額のいずれかの伸び率が表1の通りとなることをいいます。

【表1】

	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
事業期間が3年の場合	9%以上	4.5%以上
事業期間が4年の場合	12%以上	6%以上
事業期間が5年の場合	15%以上	7.5%以上

①「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」

付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

一人当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業員数

②給与支給総額

給与支給総額 = 役員報酬 + 給料 + 賃金 + 賞与 + 各種手当(注)

(注)各種手当には残業手当、休日手当、家族(扶養)手当、住宅手当等を含み、給与所得とされない手当(通勤手当・食事手当・退職手当等)及び福利厚生費は含みません。

■ 2 計画期間

3～5 年間

■ 3 対象者

申請の対象となる者は【表 2】に掲げた従業員基準を満たした事業者です。なお、【表 3】に掲げた中小企業者の要件に該当する組合等も申請の対象者となります。

【表 2】申請の対象となる企業及び個人の基準

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	300人以下

【表 3】申請の対象となる組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業等経営強化法に定める中小企業者の要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合	直接又は間接の構成員の 2/3 以上が中小企業者であること

※ただし、補助金の対象となる事業者は上記の表 1、表 2 又は表 3 に加えて以下の要件を満たすことが必要です。

- ① 県内に主たる事業所を有する県内事業者であること
- ② 認定申請日から起算して過去 2 年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。
- ③ 原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風

俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む又は営もうとする者でないこと。

④次のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）（第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

■ 4 その他注意事項

○申請計画が公序良俗に反するもの又はその恐れがあるものでないこと

○申請計画が関係法令違反又はその恐れがあるものでないこと

○許認可が必要な事業計画については、事前に関係機関に内容を照会し、許認可を受けられることが確実又は可能性が高いものであることが確認できること

○申請内容に虚偽の内容や重大な過誤がないこと（虚偽の事実や重大な過誤が発見された場合は、計画を承認しないか承認を受けた場合でもこれを取り消す）

○共同で申請を行う場合は、その各々が事業に参加していること

○組合等が実施する場合においては、当該組合等の運営が公正かつ適切に行われているとともに、実施する事業が法令、定款等で定められている当該組合の事業に含まれていること

○組合等が経営革新計画や研究開発事業に係る試験研究等のために充てるため、構成員に対し、負担金を賦課しようとする場合、その賦課基準が不公平なものではなく、かつ過大な負担金を徴収するものではないこと

産業未来共創事業の事業認定について

産業未来共創補助金（経営革新型）の交付を希望される方は産業未来共創事業の事業認定も必須です。

以下の観点から審査を行い、すべてを満たす事業計画を認定の対象とします。

■ 1 計画期間

3～5年（承認を受けた経営革新計画の計画期間内）

■ 2 事業の認定に係る評価

評価項目	評価の視点	評価基準
経営革新	<ul style="list-style-type: none"> 承認経営革新計画の内容と整合しているか 重点分野として申請の場合、計画の内容は重点分野に関するものとなっているか 	妥当：○ 妥当でない：×
計画の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> 目標が明確で、かつ、実現可能なものであるか 事業費が合理的で、必要な資金が確保されているか 事業を行う上で必要となる人材、技術、物資などのリソースが確保されているか ステークホルダーと協力関係ができているか 必要な許認可を得られる見込みとなっているか その他計画を行う上での課題に的確に対応した取組となっているか 	妥当：○ 妥当でない：×
事業の適格性	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間が36カ月以内となっているか 実質的な労働を伴わない事業でないか 環境保全に関する適切な措置を講じているか 関係法令に違反する計画でないか 公序良俗に反するものでないか 	妥当：○ 妥当でない：×

事業者の 適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条第2号に定める「県内事業者等」であるか ・県内事業者等であるか ・経営革新計画の承認を受けたものであるか（受ける見込みである者を含む） ・申請日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意または重大な過失によって法令違反をしていると認められるものでないか ・事業者が暴力団若しくは暴力団員等でないか ・事業者が風俗営業等を営む者等でないか 	妥当：○ 妥当でない：×
取組の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に鳥取県版経営革新計画の認定又は、鳥取県産業成長応援事業の認定を受け、計画に取り組んだことがある場合は、取組状況の検証がされているか 	妥当：○ 妥当でない：×

産業未来共創補助金〈経営革新型〉の交付

産業未来共創補助金〈経営革新型〉の交付を希望される方は、下記をご確認の上、申請ください。

■ 1 補助対象者

経営革新計画承認及び産業未来共創事業〈経営革新型〉の事業認定を受けた事業者が対象となります。

■ 2 補助メニュー、補助率、補助金額、補助対象期間、その他要件

補助メニュー	① 新商品（役務）開発等事業 ② 設備投資事業 ※①と②を併用した申請を可能とする。
補助率	補助対象経費の 1 / 2 ※ただし、組合・任意グループの場合は補助対象経費の 2 / 3
補助金の額	10,000千円以内（千円未満は切り捨てる。） ※重点分野の取組にあつては、15,000千円以内
補助対象期間	36月以内 ※経営革新計画の承認期間（終了期限）を超えることは不可
その他の要件	重点分野の取り組みで設備投資事業の補助対象経費が、補助対象経費全体の 1/2 以上の場合、下記(1)、(2)のいずれかを満たすこと (1) 常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が一名以上増加すること。 (2) 次に掲げる要件をすべて満たすこと ア 常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者の合計数が減少しないこと イ 補助対象期間の始期と終期において付加価値額の総額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計額)又は一人当たりの付加価値額の伸び率が1年で100分の3以上となること。

■ 3 補助対象経費

補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。(交付決定前に発注、購入、契約等（支払も含む）を実施したものは補助対象となりません。)

(1) 新商品（役務）開発等事業

補助対象経費		内容
事業区分	費目	

FS 調査費	マーケティング 戦略費	市場・競争環境の調査またはマーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略）構築の助言を外部専門家へ依頼する経費
新商品 (役務) 開発費	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
	原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品（役務）のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
	外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング等を外部に依頼するために必要な経費
	直接人件費	新商品（役務）開発に従事する従業員・アルバイトについて、当該開発に直接従事する時間の給与及び賃金相当額
	産業財産権 導入費	必要な産業財産権を導入するための経費
人材 育成費	教材費	教材の作成、購入又は借用に要する経費
	受講・講師料	研修の受講、研修の対価として講師に支払われる経費
販路 開拓費	会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費
	保険料	展示品等への保険に要する経費
	通訳翻訳料	展示会・イベント等での通訳又は資料等の翻訳に要する経費
	出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
	営業代行料	販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂または広告掲載に要する経費

(2) 設備投資事業

補助対象経費		内容
事業区分	費目	
設備導入費	設備・DX導入費	承認経営革新計画の実施に必要な建物、設備（機械装置、工具器具、備品、システム（DXを含む））の導入費（購入、新增設、改修、リース費用等） ※県内事業所への導入に限る。 ※事業規模下限は500千円とする。 ※貸付のために導入する設備は対象外とする。

■ 4 審査の主なポイント ※外部審査会において経営革新計画の内容と併せて審査します。

- ・必要経費が反映され、費用対効果を考慮した事業内容となっているか
- ・県内発注に努めているか
- ・設備の納期等を適切に踏まえたスケジュールとなっているか
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）に寄与すると取組となっているか
- ・社会課題や環境問題等の高い取組となっているか（加点項目）

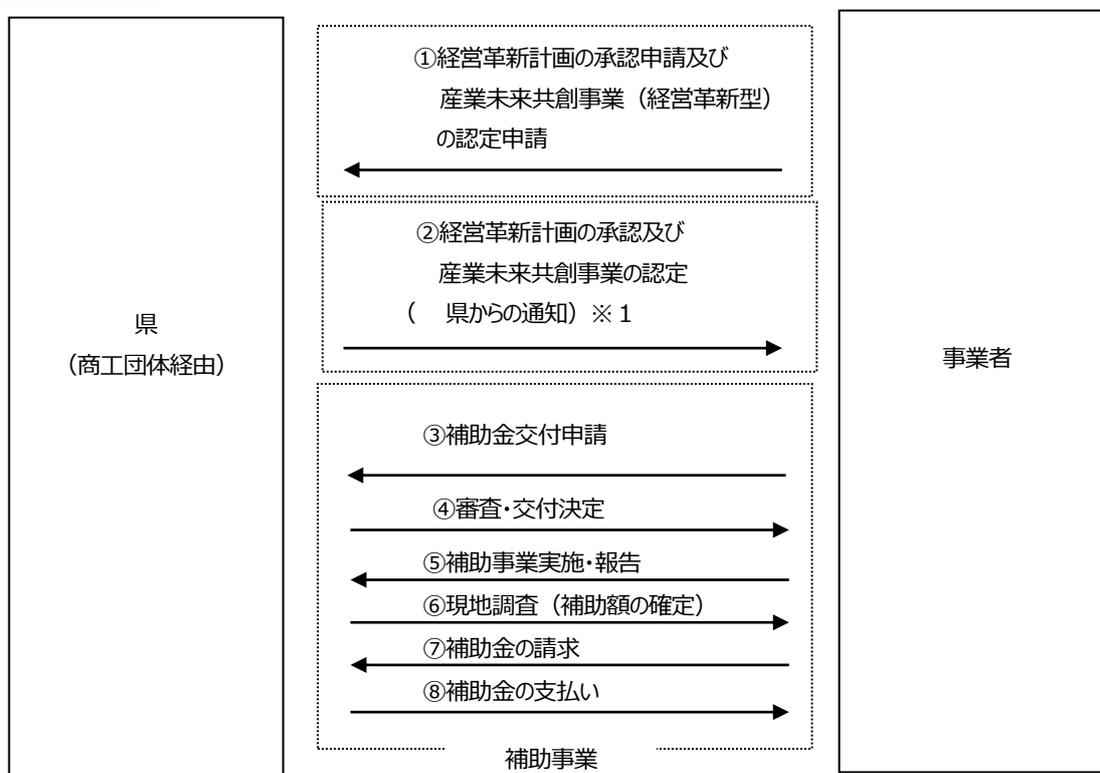
■ 5 補助事業に関する注意事項

- ・ 補助対象経費は、補助金交付決定後に補助対象期間内に補助事業に対して支出する（実際に支払が行われる）費用に限られます。交付決定前に支出した費用や、補助対象期間を過ぎて支出した費用は補助対象外となりますので、

ご注意ください。

- ・ 消費税・振込手数料は補助対象経費にはなりません。（値引きに当たる振込手数料相当額も同様です。）
- ・ 直接人件費は、新商品（役務）開発に直接関与する方の直接作業時間のみを対象としており、1人ごとに業務日誌を整備していただく必要があります。（書面で確認できない場合は、補助対象経費から除外されることもあります。）
- ・ 鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助対象経費は、できるだけ県内事業者への発注となるよう、努めてください。
なお、委託に係る経費については、原則として県内事業者へ発注するもののみが補助対象経費として認められます。
やむを得ず県外事業者へ委託する必要がある場合は、事前に県に協議し承認を得る必要があります。県の承認を得ないで県外事業者へ委託した場合は、補助対象経費として認められません。
- ・ 補助金は原則精算払いとなります。
- ・ 補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- ・ 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としません。
- ・ 実質的な労働を伴わない事業は対象外です。⇒コインパーキングや、太陽光発電、コインランドリー、無人の自動販売機や ATM 設置、デジタルサイネージなどを使った広告業、暗号資産のマイニング事業など、設置後は生産やサービスの提供にほとんど労働を必要としないものを言います。資産運用的性格の強い事業は、原則補助対象外です。

■ 6 補助事業スキーム（※経営革新計画の承認も含む）



※ 1 経営革新計画の承認及び産業未来共創事業の認定には外部審査会の承認が必要となります。

■ 7 補助事業スケジュール表（※経営革新計画の承認も含む）

例として事業期間が 24 ヶ月の場合について記載しています。

ただし、事業開始日及び事業期間により、該当しない項目もあります。

項目	実施者	時期	内容
① 経営革新計画の承認申請及び産業未来共創事業の認定申請	企業	随時	経営革新計画の事業計画書、産業未来共創事業の事業計画書を商工団体へ提出します。
② 経営革新計画及び産業未来共創事業の事業計画のチェック・県への提出	商工団体	・経営革新計画 (審査 1 か月前)	商工団体において、事業計画の内容チェックを行い県へ提出します。
③ 経営革新計画の審査・承認 産業未来共創事業の事業計画の審査・認定	県	・経営革新計画 (毎月 15 日頃)	基準を満たす計画については承認を行います。 (事業計画について外部審査会で説明を行っていただきます)
④ 計画承認・認定通知の送付	県	審査から 2 週間程度	県から承認・認定通知を申請企業へ送付します。
⑤ 補助金交付申請	企業	随時	承認を受けた計画を実施するために必要な補助事業について、県へ申請します。
⑥ 補助金交付決定	県	申請から 2 週間程度	県から交付決定通知を申請企業へ送付します。
⑦ 補助事業の着手	企業	交付決定日以降	<u>交付決定日以前に実施した事業は補助対象となりません。</u>
⑧ 事業進捗状況報告 (R7.3.31 現在)	企業	R7.4.1 ～R7.4.20	初年度分の事業進捗状況を県へ報告します。 (初年度分の補助金支払いが受けられます)
⑨ 事業進捗状況報告 (R8.3.31 現在)	企業	R8.4.1 ～R8.4.20	翌年度分の事業進捗状況を県へ報告します。 (翌年度分の補助金支払いが受けられます)
⑩ 実績報告書 (全体分)	企業	交付決定から 36 ヶ月以内	補助事業全体の実績を、 <u>事業完了から 20 日以内に</u> 県へ報告します。
⑪ 現地調査	県	実績報告後 日程調整の上	全体実績（支出状況・経理処理）について、県職員が赴き現地調査を行います。
⑫ 確定通知	県	現地調査から 半月程度	補助金額の確定を行い、補助金の支払額を通知します。
⑬ 補助金支払	県	現地調査から 1 ヶ月程度	補助金の精算払を行います。

※なお、表中には記載していませんが、経営革新計画の承認を受けた者に対しては、補助金の活用に関わらず、計画期間中及び計画終了時に事業計画の進捗（状況）調査を行います。

■ 8 申請手続き

- ・ 申請書の作成にあたっては、商工団体・県の支援を受けることができます。
- ・ 応募に係る一切の費用は応募者自身の負担となります。

○経営革新計画及び産業未来共創事業の申請

申請	経営革新計画	産業未来共創事業
受付期間	随時募集	
申請様式	県企業支援課のホームページから入手できます。	
提出先	各商工団体経由で県に提出	
必要書類	<p style="text-align: center;"><u>各1部</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営革新計画に係る承認申請書 ○産業未来共創事業に係る認定申請書 ○企業概要（パンフレット等でも可） ○直近2期の決算書、定款 ○新たな取組みの内容が具体的にわかる資料（必要に応じて） ○個別参加企業リスト（組合・任意グループの場合のみ、任意書式） 	

○産業未来共創補助金の交付申請

申請	産業未来共創事業<経営革新型>
受付期間	随時募集(産業未来共創事業<経営革新型>の認定を受けていることが条件です)
申請様式	県企業支援課のホームページから入手できます
提出先	各商工団体経由で県に提出
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ○産業未来共創補助金<経営革新型>交付申請書 ○県税納税証明書 ○経営革新計画承認書及び産業未来共創事業認定書 ○雇用保険の被保険者台帳

■ 9 相談窓口

名称		郵便番号	所在地	電話番号	ファクシミリ
鳥取商工会議所		680-8566	鳥取市本町3丁目201	0857-32-8005	0857-22-6939
倉吉商工会議所		682-0887	倉吉市明治町1037-11	0858-22-2191	0858-22-2193
米子商工会議所		683-0823	米子市加茂町2丁目204	0859-22-5131	0859-22-1897
境港商工会議所		684-8686	境港市上道町3002	0859-44-1111	0859-42-6577
鳥取県商工会連合会		680-0942	鳥取市湖山町東4丁目100	0857-31-5555	0857-31-5500
商工会 産業支 援センター	東部（岩美・鳥取市東・鳥取市西・鳥取市南・八頭・若桜・智頭）	680-0942	鳥取市湖山町東4丁目100	0857-30-3009	0857-39-9888
	中部（湯梨浜・三朝・北栄・琴浦）	689-2103	東伯郡北栄町田井38-8	0858-36-2868	0858-36-2748
	西部東（米子日吉津・大山・南部・伯耆・日南・日野・江府）	689-0085	西伯郡日吉津村日吉津885-9	0859-37-0085	0859-27-3781
鳥取県 中小企 業団体 中央会	本部	680-0912	鳥取市商栄町202番地2 鳥取卸センター会館2階 多目的ホール	0857-26-6671	0857-27-1922
	米子支所	683-0823	米子市加茂町2丁目204 (米子商工会議所会館5階)	0859-34-2105	0859-34-6441
	倉吉出張所	682-0887	倉吉市明治町1037-11 (倉吉商工会議所内)	0858-22-1706	0858-22-1706
鳥取県商工労働部 企業支援課		680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7242	0857-26-8117